

平成23年8月31日

問い合わせ先

国土交通省海事局海技課 前里・富田

(代表)03-5253-8111 (内線)45-339,45-317

(直通)03-5253-8655

## 機関承認制度における対象校の認定について

- 諸外国の船員教育機関の卒業生に対し、承認試験等を要せずに日本籍船の船舶職員として乗り組むことを認める仕組み(機関承認制度)を創設しました。
- この機関承認制度の対象校として、3校のフィリピンの船員教育機関を認定しました。

外国人船員の承認制度は、外航日本籍船の国際競争力強化策の一環として、船員の資格証明等に関する国際条約(STCW条約)の締約国が発給した資格証明書を受有する者が、国土交通大臣の承認を受け、日本籍船の船舶職員(船長・航海士又は機関長・機関士)として乗り組むことができる制度です。

今般、適切な教育訓練を行っている国土交通大臣が認定した諸外国の船員教育機関を卒業した者に対して、従来から実施している承認試験等の個々の能力確認を要せずに日本籍船に乗り組むことを認める仕組み(機関承認制度)を創設し、今回初めてその対象校を認定いたしました。

なお、同制度は、成長戦略船員資格検討会(座長:関西大学 羽原敬二教授。平成23年3月最終とりまとめ。)の検討結果に基づき導入したものです。

### ● 船員教育機関の認定

今般フィリピンの船員教育機関(3校)に対し教育内容等について現地調査を行った結果、船舶の運航又は機関の運転に関する課程を設置し海技資格取得に対応した船員教育を適切に実施していることが確認できたことから、機関承認制度の対象校として認定し、2011年度の卒業生から適用することとしました。今回認定した3校は以下のとおりです。

- ① Maritime Academy of Asia & the Pacific (MAAP)
- ② NYK-TDG Maritime Academy (NTMA)
- ③ Philippine Merchant Marine Academy (PMMA)

※各学校の詳細は別添のとおり。

(参考)

日本商船隊における船員数 50,196人

・うち、フィリピン人船員数 36,014人(71.7%) ※平成22年7月全日本海員組合調べ